

<警報発令時における授業について> 生徒手帳 p 14

東京 2 3 区東部に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が 1 つでも発令された場合は、登下校の安全を考慮して授業開始時間を下記のとおりとする。

なお、注意報だけが発令されている場合は、平常授業とする。

※ 2 3 区東部とは、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区の 7 区のこと。

時 刻	警報が発令中の場合	警報が発令されていない場合
6 : 3 0	1 ～ 4 時間目は休講	1 時間目より授業
1 1 : 0 0	5 ～ 8 時間目は休講	5 時間目より授業
1 5 : 3 0	9 ～ 12 時間目は休講	9 時間目より授業

<注意事項>

- (1) 行事により一斉登校（1 3 : 1 5）となる年次については、1 1 : 0 0 の時点で上記警報が発令されている場合は休講となる。
- (2) 上記警報が解除されても、天候不良や交通機関が遅延・運休している場合があるので、時間に余裕をもって、安全に十分に注意をして登校すること。また、登校途中で危険を感じた場合は無理をせず帰宅し、帰宅後学校へ連絡すること。
- (3) 東京 2 3 区東部に上記警報は発令されていないが、居住する地域で発令されている場合は自宅待機とし、学校へ連絡すること。なお、警報が解除された時点で安全に十分注意して登校すること。
- (4) 食材の運搬等の関係で給食が準備できない場合がある。